

## 診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

### <個人開設>

提出書類	部数	注 意 事 項
診療所開設届【第8号様式】 歯科診療所開設届【第9号様式】	2	診療所と歯科診療所、それぞれの様式があります。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。
開設者(管理者)である 医師(歯科医師)の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参してください。 (原本照合のため) ※臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。
開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴を記載してください。 職歴の最後に、当該診療所を開設した旨を記載して ください。(記載例:「〇〇診療所開設・管理者就任」)
診療に従事する 医師、歯科医師、助産師の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	できる限り、免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参 してください。本証を持参できない場合、及び、歯科衛生士、 歯科技工士等の従事者については、必ず、開設者(管理者) が従事者の資格を確認してください。 ※臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。
土地の登記事項証明書	2	建物の一部を賃借する場合は、省略できます。 うち1部は写しでもかまいません。
建物の登記事項証明書	2	うち1部は写しでもかまいません。
賃貸借契約書の写し ※建物を賃借する場合	2	転貸借による契約の場合は、所有者の転貸借に関する 承諾書、同意書等が必要です。
敷地の平面図	2	ビル等建物の一部に開設する場合は、その階の平面図
敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの 診察室、待合室等、各室の用途や面積を記入してください。
エックス線診療室 放射線防護図 ※エックス線診療室を備える場合	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入して ください。
案内図	2	最寄駅等から診療所までの経路がわかるもの

## 診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

### <法人開設：診療所開設許可申請>

提出書類	部数	注意事項	
診療所開設許可申請書 【第1号様式】 歯科診療所開設許可申請書 【第2号様式】  ( 手数料 19,000円(現金) )	2	診療所と歯科診療所、それぞれの様式があります。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。	
添 付 書 類	法人の定款、寄附行為 又は条例 の写し	2	医療法人の場合、開設許可を受けようとする診療所の記載 があるもの
	法人の登記事項証明書	2	医療法人の場合、目的の欄に、開設許可を受けようとする 診療所の記載があるもの うち1部は写しでもかまいません。
	土地の登記事項証明書	2	建物の一部を賃借する場合は、省略できます。 うち1部は写しでもかまいません。
	建物の登記事項証明書	2	うち1部は写しでもかまいません。
	賃貸借契約書の写し ※建物を賃借する場合	2	転貸借による契約の場合は、所有者の転貸借に関する 承諾書、同意書等が必要です。
	敷地の平面図	2	ビル等建物の一部に開設する場合は、その階の平面図
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの 診察室、待合室等、各室の用途や面積を記入してください。
	エックス線診療室 放射線防護図 ※エックス線診療室を備える場合	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入して ください。
	案内図	2	最寄駅等から診療所までの経路がわかるもの

墨田区保健所生活衛生課

## 診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

### ＜法人開設：診療所開設届＞

提出書類		部数	注意事項
診療所(歯科診療所又は助産所) 開設届【第7号様式】		2	診療所と歯科診療所、共通の様式です。保健所生活衛生課の窓口で配布しています。また、区のホームページからダウンロードできます。
添付書類	開設者(管理者)である 医師(歯科医師)の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証の写し	2	免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参してください。(原本照合のため) ※臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降の場合に必要です。
	開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴を記載してください。職歴の最後に、当該診療所を開設した旨を記載してください。(記載例:「〇〇診療所管理者就任」)
	診療に従事する 医師、歯科医師、助産師の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証の写し	2	できる限り、免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参してください。本証を持参できない場合、及び、歯科衛生士、歯科技工士等の従事者については、必ず、開設者(管理者)が従事者の資格を確認してください。 ※臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降の場合に必要です。

墨田区保健所生活衛生課

## 診療所・歯科診療所 変更等の手続に必要な書類

提出書類	部数	変更事項
<p>診療所(歯科診療所又は助産所) 開設許可事項一部変更許可申請書 【第5号様式】</p>	2	<p>&lt;事前の変更許可&gt;</p> <p><u>法人開設</u>で、次の届出内容を<u>変更する</u>場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設の目的、維持の方法</li> <li>2 従業員の定員</li> <li>3 敷地の面積、平面図<sup>*1</sup></li> <li>4 建物の構造概要、平面図<sup>*2</sup></li> <li>5 歯科技工室の構造概要</li> <li>6 病床数<sup>*</sup></li> </ol>
<p><b>添付書類</b></p> <p>*1 敷地の平面図 *2 建物の平面図(縮尺200分の1以上のもの) ・ エックス線診療室防護図 (平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。) 注) 変更に係る図面は、現行と変更後の2種類を添付し、変更部分を明示してください。 (室の用途のみを変更する場合は、1枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。) 注) 建物の平面図は、各室の用途を示し、かつ、各病室の病床数及び病床種別を示す図面としてください。</p>		
<p>診療所開設許可(届出)事項の変更届 【第11号様式】</p> <p>ただし、右記変更事項11.12,13については「診療所開設届出事項一部変更届(従事者変更届)」使用可</p>	2	<p>&lt;変更後10日以内に届出&gt;</p> <p><u>法人開設</u>・<u>個人開設</u>で、次の届出内容を<u>変更した</u>場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者の住所、氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称<sup>*3</sup>)</li> <li>2 名称</li> <li>3 住居表示 (開設場所が区画整理等で住居表示を変更するとき<sup>*4</sup>)</li> <li>4 診療科目<sup>*5</sup></li> <li>5 病室の病床数<sup>*</sup> (法人開設は減少する場合のみ)<sup>*1</sup></li> <li>6 定款、寄付行為、条例<sup>*3</sup></li> <li>7 管理者の住所、氏名<sup>*6</sup></li> </ol> <p><u>個人開設</u>で、次の届出内容を<u>変更した</u>場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者が他に開設、管理又は勤務している病院・診療所の状況</li> <li>2 従業者数</li> <li>3 敷地の面積、平面図<sup>*1</sup></li> <li>4 建物の構造概要、平面図<sup>*2</sup></li> <li>5 歯科技工室の構造概要</li> <li>6 病床数<sup>*</sup></li> <li>7 診療に従事する医師・歯科医師の氏名・担当診療科目及び診療日時<sup>*7</sup></li> <li>8 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時<sup>*7</sup></li> <li>9 薬剤師の氏名<sup>*8</sup></li> <li>10 診療日時</li> </ol>
<p><b>添付書類</b></p> <p>*3 定款又は寄付行為の写し、及び登記事項証明書 *4 建物名の変更の場合、建物所有者からの通知等(任意)</p> <p>*1 敷地の平面図 *2 建物の平面図(縮尺200分の1以上のもの) ・ エックス線診療室防護図 (平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。) 注) 上記注意事項参照</p> <p>*5 麻酔科を標榜する場合は、標ぼう許可書の写し(原本持参) *6 臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(登録証・免許証は原本持参) 医療法人の場合、新管理者が医療法人の理事になっていることを確認できる議事録等 *7 臨床研修等修了登録証の写し(医師・歯科医師のみ)、免許証の写し(原本持参) *8 添付書類不要</p>		

※入院施設を有する診療所(有床診療所)の施設を一部変更許可後に使用する場合、診療所(歯科診療所又は助産所)開設事項一部変更使用許可申請【第22号様式】(手数料26,000円(自主検査の場合3,700円))が必要です。